

岩手県告示第349号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、公共測量の実施（令和2年岩手県告示第588号）で公示した公共測量を終了した旨盛岡市長から次のとおり通知があった。

令和3年4月20日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 実施した地域 盛岡市中太田新田、下太田沢田、下太田榊及び下太田下川原ほか
- 2 実施した期間 令和2年9月14日から令和3年3月25日まで
- 3 実施した公共測量の種類 基準点測量（2級）